

【必ずお読みください】

お客様は、本ソフトウェアを使用するにあたり、以下のソフトウェア使用許諾契約(以下、「本契約」といいます。)の内容に同意していただく必要があります(同意いただけない場合、お客様は、本ソフトウェアを使用することはできません。)。

本契約の内容を十分にご確認の上、本契約に同意いただける場合は、本画面下部の「同意する」ボタンをクリックし、本ソフトウェアを使用してください。

ソフトウェア使用許諾契約書

(契約の成立)

第1条 お客様は、次の各号のいずれかを行った場合に、本契約の内容に同意したものとみなされ、このお客様の同意をもって、本契約は成立するものとします。

- (1) 本画面下部の「同意する」ボタンをクリックしたとき。
- (2) 本ソフトウェアを使用したとき。

(著作権)

第2条 本ソフトウェアの著作権及びその他一切の権利は、株式会社 NTT データ（以下、「NTT データ」という。）あるいは NTT データに権利を許諾する第三者に帰属します。

(使用許諾)

第3条 NTT データはお客様に、本ソフトウェアの日本国内における非独占的な使用を許諾します。

- 2 お客様は、本ソフトウェアを、NTT データのホームページで公開する仕様を充たす、お客様が所有するコンピュータにおいて使用することができます。但し、NTT データは、当該仕様を、事前にお客様へ通知することなく変更する場合があります。
- 3 お客様は、本ソフトウェアを自らが使用する目的において、前項に掲げるコンピュータに搭載又は接続するハードディスク、メモリ、CD 型記録メディア、DVD 型記録媒体、その他の記録媒体（以下「記録媒体」という。）へ複製（本ソフトウェアのインストールを含む）することができます。
- 4 本契約は、お客様によって複製されたソフトウェアについても、適用されるものとします。

(禁止事項)

第4条 お客様は、本ソフトウェア及びその複製物を、譲渡、貸与、リース、公衆送信（ネットワークに接続された機器へのアップロード行為を含む）、及びその他の方法による第三者への提供を行ったり、再使用許諾したりすることはできません。

- 2 お客様は、本ソフトウェアの全部又は一部について、翻訳、翻案、修正、改変、追加、及び逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング（実行ファイル、オブジェクトコード等を解析して人間が読み取り可能な形式に変換すること）を行うことはできません。
- 3 お客様は、本ソフトウェアに表示された著作権表示を削除することはできません。
- 4 お客様は、NTT データの書面による承諾を得ることなく、本契約に定められる条件を超えて、本ソフトウェアを使用したり、本契約上の地位、本契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡したりすることはできません。

(機密保持)

第5条 お客様は、本契約により提供される本ソフトウェア、その関連書類等の情報及び本契約の内容のうち公然と知られていないものについて、その機密を保持するものとし、NTT データの承諾を得るこ

となく、いかなる第三者に対しても開示又は漏洩してはなりません。

(免責)

- 第6条 NTTデータは、本ソフトウェアに不具合があった場合、ご提供日から30日間、本ソフトウェアを交換します。ただし、不具合の原因がお客様の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。なお、本ソフトウェアに関するNTTデータの責任は、上記の範囲に限られ、本ソフトウェアの動作保証、使用目的への適合性の保証、使用結果についての的確性及び信頼性の保証も含め、直接、間接に被ったいかなる損害に対しても一切の責任を負いません。
- 2 NTTデータは、本ソフトウェアが第三者の著作権、その他如何なる権利も侵害しないことを保証しません。また、著作権、その他の権利侵害を直接又は間接の原因としてなされる如何なる請求（お客様と第三者との間の紛争を理由に、お客様からなされる請求を含む。）に関しても、NTTデータは一切の責任を負いません。

(輸出管理)

- 第7条 お客様は、本ソフトウェア及びそれに含まれる技術を海外に持出し又は外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）上の非居住者に提供する場合（本ソフトウェアがインストール又は複製されたコンピュータ若しくは記録媒体を海外に持ち出す場合及び外為法上の非居住者に提供する場合を含みます。）は、外為法上要求される経済産業大臣の輸出許可を取得するなど、外為法及びその他の法律等に基づき要求される手続きを適正に行うものとします。

(仕様の変更)

- 第8条 NTTデータは、本ソフトウェアの仕様を、事前にお客様へ通知することなく変更する場合があります。なお、変更後の本ソフトウェアについても本契約が適用されるものとします。

(第三者提供のサービス)

- 第9条 本ソフトウェアは、第三者が提供するサービス若しくはコンテンツ、又は第三者が権利を有するソフトウェア（以下「第三者サービス等」という。）を含みます。
- 2 第三者サービス等には、第三者サービス等を提供する第三者が定める利用規約その他の条件（以下「第三者サービス条件」という。）が適用されるものとします。ただし、第三者サービス条件と利用契約等の内容に齟齬がある場合は、第三者サービス条件が利用契約等に優先して適用されるものとします。
- 3 第三者サービス等の不具合又は権利侵害については、これを提供する第三者が第三者サービス条件の定めに従って責任を負うものとし、当社は当該不具合又は権利侵害の存在を知りながら告げなかった場合を除き、他の条項の定めにかかわらず一切責任を負わないものとします。

(NTTデータからの契約の解除)

- 第10条 NTTデータは、お客様が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、お客様への事前の通知若しくは催告を要することなく本契約の全部若しくは一部を解除できるものとします。
- (1) 利用申込、その他通知内容等に虚偽記入又は記入もれがあった場合
- (2) 支払停止又は支払不能となった場合（NTTデータが指定した期日までにお客様が利用料金等又は遅延損害金を支払わなかった場合を含む）
- (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (4) 差押え、仮差押え若しくは競売の申立があったとき又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立があったとき又は信用状態に重大な

不安が生じた場合

- (6) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合
 - (7) 本契約等に違反し NTT データがかかる違反の是正を催告した後合理的な期間内に是正されない場合
 - (8) 解散、減資、営業の全部又は一部の譲渡等の決議をした場合
 - (9) 第4条（禁止事項）に違反した場合
 - (10) 第13条（反社会的勢力の排除）第1項又は第2項に違反した場合
 - (11) 本契約を履行することが困難となる事由が生じた場合
- 2 お客様は、前項による本契約の解除があった時点において未払いの利用料金等又は支払遅延損害金がある場合には、NTT データが定める日までにこれを支払うものとします。

（契約の変更）

第11条 NTT データは、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様の承諾を得ることなく、本契約を変更することができるものとします。

- (1) 本契約の変更が、お客様の利益に適合する場合
 - (2) 本契約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ変更に係る事情に照らして合理的なものである場合
- 2 NTT データは、前項により本契約を変更する場合には、事前に、NTT データが適切と判断する方法により、次の各号に定める事項を周知するものとします。
- (1) 本契約を変更する旨
 - (2) 変更後の新契約の内容
 - (3) 変更後の本契約の効力発生日
- 3 お客様は、本契約の変更に同意しない場合、変更後の本契約の効力発生日までに、第12条（契約の終了）1項により、本契約を終了させるものとします。

（契約の終了）

第12条 お客様は、自らが複製した本ソフトウェア及びその複製物の全てを消去又は破棄することにより、本契約を終了させることができます。このとき、本ソフトウェアの使用許諾に係る対価の返還を、NTT データに求めることはできません。

- 2 お客様が本契約に違反した場合、本契約は終了します。その場合、お客様は、本ソフトウェア及びその複製物の全てを直ちに消去又は破棄することとします。
- 3 お客様は、理由の如何を問わず、本契約の終了について NTT データに対し補償金その他いかなる名目での支払いも請求することはできません。
- 4 本契約終了後も、第5条（機密保持）、第6条（免責）、第14条（管轄裁判所及び準拠法）の規定は有効に存続するものとします。

（反社会的勢力の排除）

第13条 お客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係

を有すること

- (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 お客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動を市、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 NTTデータは、お客様が第10条（NTTデータからの契約の解除）第1項で定める事由に該当したことにより、本契約の全部又は一部を解除された場合、お客様に損害が生じた場合にも、NTTデータに何らの請求を行わないものとします。また、NTTデータに損害が生じた場合は、その賠償責任を負うものとします。

（管轄裁判所及び準拠法）

第14条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

- 2 本契約の成立及び効力並びに本契約に関して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとします。

（協議等）

第15条 本契約に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両社誠意を持って協議の上、NTTデータの示す方針に基づき解決することとします。なお、本契約の何れかの部分が無効である場合でも、本契約全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

2019年 1月14日 制定
2026年 1月13日 改訂

株式会社 NTTデータ